

第2回 国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会

日時:令和6年6月17日(月)13:30~15:30

場所:TKP 東京駅カンファレンスセンター2A

次 第

1. 開会

2. 環境省挨拶

3. 議事

(1)取組の全体像及び今年度の進め方について

(2)国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設のガイドライン(案)について

(3)連携方策の試行的取組について

4. 閉会

■配付資料

次第・出席者一覧・配席図

資料1 取組の全体像及び今年度の進め方について

資料2-1 国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設のガイドライン(ver.1.0)(案)

資料2-2 国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設ガイドラインの機能・役割のリスト

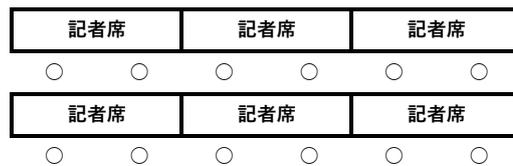
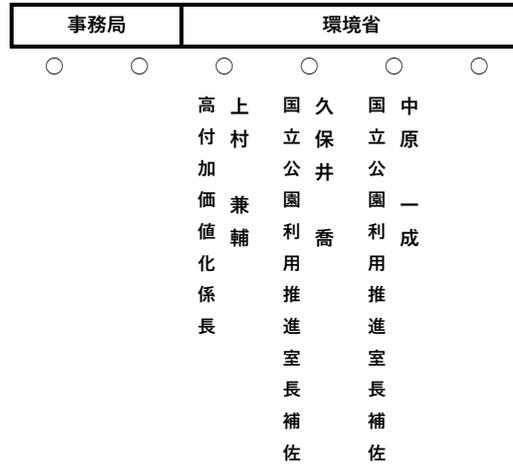
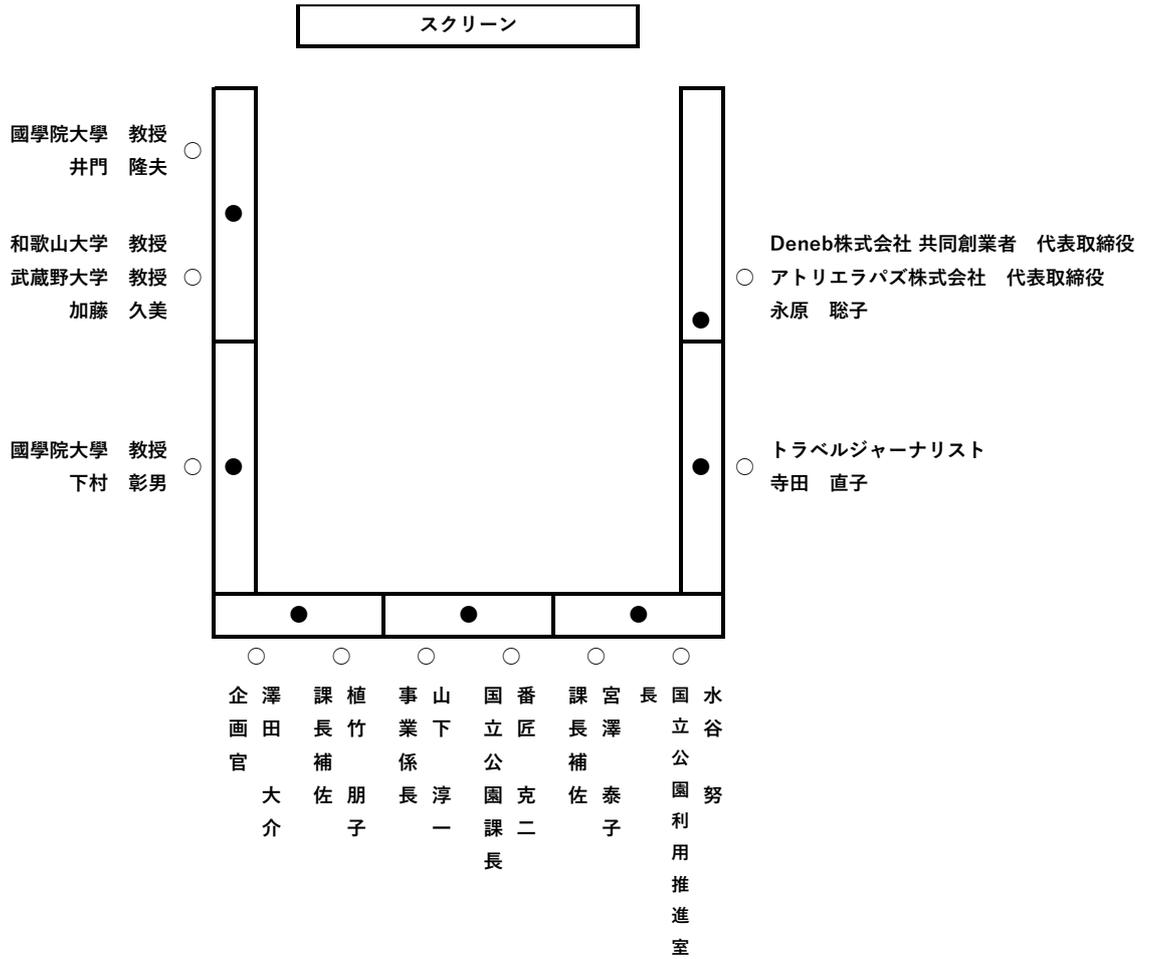
資料3 連携方策の試行的取組の内容について(案)

参考資料1 第1回国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会における意見への対応整理

出席者一覧

| 【検討委員】(50音順・敬称略) | |
|---|--------------------|
| 北海道大学 教授 | 愛甲 哲也 (オンライン出席) |
| 國學院大學 教授 | 井門 隆夫 |
| 和歌山大学 教授／武蔵野大学 教授 | 加藤 久美 |
| 國學院大學 教授 | 下村 彰男 |
| アジアエコツアーリズムネットワーク(AEN) 創設理事長 一般社団法人 JARTA 代表理事 | 高山 傑 (オンライン出席) |
| トラベルジャーナリスト | 寺田 直子 |
| Deneb 株式会社 共同創業者 代表取締役 アトリエラパズ株式会社 代表取締役 | 永原 聡子 |
| 【環境省】 | |
| 自然環境局国立公園課長 | 番匠 克二 |
| 自然環境局国立公園課官民連携利用企画官 | 澤田 大介 |
| 自然環境局国立公園課課長補佐 | 宮澤 泰子 |
| 自然環境局国立公園課課長補佐 | 植竹 朋子 |
| 自然環境局国立公園課事業係長 | 山下 淳一 |
| 自然環境局国立公園課高付加価値化係長 | 上村 兼輔 |
| 自然環境局国立公園利用推進室長 | 水谷 努 |
| 自然環境局国立公園利用推進室長補佐 | 中原 一成 |
| 自然環境局国立公園利用推進室長補佐 | 久保井 喬 |

配席図



入口

取組の全体像及び今年度の進め方について

ガイドライン策定と連携方策について

国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設とは

魅力的な自然を基盤として、その土地の生活・文化・歴史なども踏まえた「感動と学びの体験の提供」

自然に囲まれた魅力的な立地、その土地ならではの文化や歴史を感じさせる意匠、リラックスできる落ち着いた空間、地域の自然や生活・文化・歴史に関する情報提供、自然体験アクティビティの提供等

持続可能な観光の観点から、自然環境や地域社会に配慮し責任をもった事業を行うことでの「国立公園の保護と利用の好循環への貢献」

出典：宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針（環境省、2023）

ガイドラインの策定

「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」の姿を機能・役割に分解して示す。

<要点>

- ・機能・役割の詳細項目として、①国立公園事業者として取り組んでもらいたいことと、②国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設としての「理想像」を示す。
- ・全事業者に読んでもらう文書を意識した全体構成や言葉選びとする。

連携方策の試行

目指す方向性や「理想像」の具体例を示し、以下を試行的に実施。

<要点>

- ・左記②を具現化するための連携協定による取組の実施
- ・連携協定を目指す意向のある事業者向けの説明会・研修の取組

※全事業者向けの取組は、上記取組を踏まえて検討

目標達成に向けたロードマップ

- ・ 目標である「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」の実現に向けて、**ガイドラインの策定**、**連携方策の実施**、**ガイドラインの運用拡大**に、段階的に取り組む。
- ・ 短期的には、連携方策では「理想像」を具現化するトップランナーの拡充・周知を行う。
- ・ そのプロセスを踏まえ、連携方策の運用改善や、ガイドラインの幅広い活用を促す全事業者向けの取組も行い、関わる宿舎事業者を増やしていく。

段階的な取組のイメージ

＜目標＞
「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」の実現

連携方策の本格運用

- ・ 事業者向け説明会・研修
- ・ 「理想像」を目指す取組に加え、全ての事業者向けの方策実施

連携方策の試行継続、本格運用に向けた検討

- ・ ガイドラインの改訂
- ・ 全ての事業者向けの方策検討や、本格運用に向けた事業者への説明会・研修
- ・ 環境省としての連携策実施

連携方策の試行

- ・ 公募前説明会
- ・ 試行の実施

ガイドライン策定

★考え方の周知

★「理想像」を具現化し、広く周知

★ガイドラインの幅広い活用促進

有識者
検討会

令和6年度（検討・試行）

令和7年度（運用検討）

令和8年度～（展開）

今後のスケジュールについて

| | | |
|--------|--|---|
| R6. 5月 | <p>5/31 第1回検討会（公開） （論点）・ガイドライン（素案）について ・連携方策について</p> | <p>○情報収集・ヒアリング ①ガイドラインの項目に対する事業者の意見、②利用者の意見、③連携先の掘り起こしに関する情報収集、を目的に実施。</p>  |
| 6月 | <p>6/17 第2回検討会（公開） （論点）・ガイドライン（案）について ・連携方策（試行的取組）の内容について</p> | |
| 7月 | <p>・ガイドライン最終案の確認 （確認方法は、第2回検討会の検討結果により決定） ・ガイドラインの公表</p> | |
| 8月 | <p>・連携協定（試行的取組）に関する説明会及び公募</p> | |
| 9月 | <p>第3回検討会（非公開） （論点）・連携協定（試行的取組）の内容検討</p> | |
| 10-12月 | <p>・連携事業者（試行的取組）及び協定内容の公表</p> | <p>○現地視察 連携先の候補施設の絞り込みや具体的な連携内容の検討に向けた情報収集として実施。</p> |
| 1-2月 | <p>第4回検討会 （論点）・今年度の総括 ・次年度の方策の実施方針の検討</p> | |
| R7年度 | <p>・ガイドラインの改訂（2.0版の策定） ・試行的取組を踏まえた連携方策の本格運用に向けた検討</p> | |

国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設 ガイドライン(1.0版)(案)

令和6年 月

環境省自然環境局国立公園課

< 目次 >

| | |
|---|----|
| I. ガイドライン策定の概要 | 1 |
| 1. はじめに－国立公園の宿舎事業者に期待すること－ | 1 |
| 2. ガイドライン策定の目的..... | 3 |
| 3. ガイドラインに位置づける機能・役割..... | 4 |
| 4. ガイドラインの運用　－連携方策の実施－ | 5 |
| II. 「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」の機能・役割..... | 6 |
| 1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割..... | 6 |
| 2. 「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能..... | 13 |
| 3. 取組の実効性の確保..... | 19 |
| III. 備考 | 20 |
| 1. 用語解説..... | 20 |
| 2. 問合せ先一覧..... | 21 |

I. ガイドライン策定の概要

1. はじめに－国立公園の宿舎事業者に期待すること－

(1) 国立公園の宿舎事業

国立公園は、我が国を代表する傑出した自然の風景地として指定される地域であり、現在、全国に 35 の国立公園が指定されています。日本の国立公園は、土地所有に関わらず区域を指定する「地域制自然公園」であるため、国立公園の貴重な自然を守りつつ、楽しむ利用環境を整備するためには、国立公園事業の取組を、環境省だけでなく地方自治体や民間事業者など、地域の多様な関係者との「協働」のもとで実施していくことが非常に重要だと考えています。

特に国立公園事業の中で滞在型の体験を提供するための核となる宿舎事業については、例えば歴史ある宿泊施設が、伝統と自然を守りながら、魅力的な滞在体験を提供してきた事例等も全国各地にあり、国立公園における滞在体験の魅力向上に貢献してきました。

国立公園の利用者数は、1960年代以降に急速に伸び、1991年の4.15億人をピークに漸減、コロナ禍による落ち込みを経て、再び増えつつあります。過去の利用者の急増時には、宿舎事業を含む宿泊施設も急増しましたが、その後衰退し、残された廃屋が課題となっている地域も多くあります。現在、インバウンドの増加等により、宿泊施設の開発需要も増えつつありますが、過去と同じことを繰り返すことのないよう持続可能な経営が求められています。

(2) 国立公園における滞在体験の魅力向上

環境省では、2016年より、国立公園のブランド力を高め、上質なツーリズムを実現し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを目指し、国立公園満喫プロジェクト(以下、「満喫プロジェクト」という。)を推進しています。

2023年には、国立公園が来訪者や地域に約束することとして「国立公園のブランドプロミス」をまとめ、この実現にも関係するものとして、地域資源の新しい魅力・価値を創出し、地域の活性化につなげていくために、国立公園の豊かな自然やそこに根ざした地域の文化をより深く満喫できるような滞在を増やす「滞在体験の魅力向上」に重点的に取り組んでいます。

この具体的な動きの1つとして、2023年に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」を策定し、4つの国立公園において、先端モデル事業を開始しました。先端モデル事業では、宿泊施設を拠点として、情報や自然体験アクティビティを提供していくことで、利用者を国立公園に惹きつけ、満足度を高め、滞在日数を延ばすことにつながるような、面的な魅力向上の事例づくりを目指しています。また、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進を図るため、各国立公園における「ストーリー(物語)」、望まれる体験等を整理したインタープリテーション全体計画の作成も進めています。

なお、国立公園の自然は貴重な観光資源となる他、多くは地方の自然豊かな地域にあることから、国立公園における滞在体験の魅力向上は、地方誘客促進にも大きく貢献します。満喫プロジェクトをはじめとする国立公園の魅力向上とブランド化は、観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)にも位置づけられており、政府全体として推進しているところです。



(3) 保護と利用の好循環

自然環境は、地域の生活・文化・歴史の基盤であり、貴重な自然環境が保全されてきた国立公園は、我が国の重要な自然資本と言えます。国立公園での事業も、その自然資本を元に行われるものであり、自然環境が損なわれれば、事業そのものが成り立たなくなるだけでなく、地域全体の持続性を損なうおそれがあります。一方で、自然環境の保全に対しては、シカによる生態系被害の深刻化や、登山道の荒廃への対応、豪雨災害の頻発化による損失といった厳しい現状があり、その対策には、財源・労力両面の確保が必要不可欠な状況です。

その点で、利用者との重要な接点になり得る宿舎事業には、利用者に、「自然環境は利用を支える基盤であり、国立公園が我が国の重要な自然資本でもある」という問題意識を持ってもらうための普及啓発や、宿泊利用者等の活動の一部が、国立公園の自然環境の保全に繋がるような、「保護と利用の好循環」の仕組み構築の面での役割も期待しています。

また、昨今、脱炭素だけでなく、ネイチャーポジティブやアドベンチャーツーリズムの関心の高まりがあり、海外からの利用者を中心に、サステナブルな宿泊施設のニーズが高まっています。貴重な自然が保護され、引き継がれてきた国立公園においては、特に高い意識と、環境負荷の総量を削減していく配慮が求められています。利用者のサステナビリティへの意識が向上しつつある中で、これらのニーズにもしっかりと対応し、宿舎事業が国立公園管理や「保護と利用の好循環」に携わっていくことが、宿舎事業を含む各地域にとってのブランドイメージ向上につながるよう、環境省としても積極的にその仕組みづくりに努めていきたいと考えています。

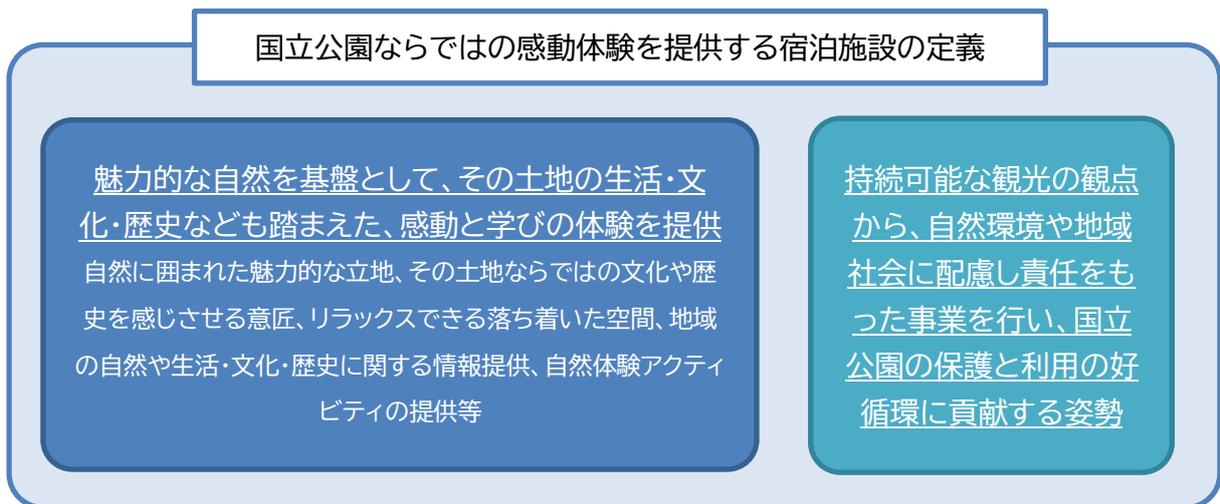
(4) 「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」として目指したい姿

2023年に策定した取組方針において、「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」を、下図の通り定義しています。

国立公園の宿泊施設は、素晴らしい景観の中に位置し、環境保全、持続可能性、地域の生活・文化・歴史・コミュニティ等に配慮しつつ、その土地のストーリー[※]を伝えるアクティビティを提供するなど、唯一無二の感動や体験ができるポテンシャルを有しています。海外の国立公園等においては、すでに世界中からそこに滞在することを目的に利用者が訪れるような、こうした唯一無二の体験ができる宿泊施設があります。一方で、日本の国立公園においては、個別の取組において素晴らしい事例が多くあるものの、環境配慮、地域貢献、保護、感動体験の提供等に幅広く取り組む宿泊施設の事例はほとんどありません。

こういった宿泊施設の存在は、滞在体験の魅力向上の鍵となることから、国立公園の宿舎事業にもこういった姿を目指してもらいたい、環境省としてもその実現と一緒に取り組んでいきたいと考えています。

※ ストーリー(物語)とは、自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの
(国立公園のブランドプロミスとブランディング活動(2023年))



出典:宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針(2023年)

2. ガイドライン策定の目的

「1. はじめにー国立公園の宿舎事業者に期待することー」で掲げた「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」を少しでも増やしていくために、まずは「国立公園の宿舎事業者として取り組んでもらいたいこと」「理想像として目指すこと」を、ガイドラインとしてとりまとめ、周知することで、全ての宿舎事業者と共通認識を持ちたいと考えています。

その上で、国立公園の宿舎事業が全体として「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」としての「理想像」を実現するため、ガイドラインを活用した連携方策についても取り組んでいきたいと考えています。

3. ガイドラインに位置づける機能・役割

「国立公園ならでの感動体験を提供する宿泊施設」として有してほしい機能・役割は、下表の通り大きく3つ、細かく分けて5つあると考えています。また、各機能・役割に設定する詳細な項目について、「目指す水準」に応じて、大きく2つに分けて設定することにしました。それについても、下表の通り整理しました。

ガイドラインに位置づける機能・役割とその趣旨

| 機能・役割の項目 | | 設定した趣旨 |
|------------------------|---|---|
| 1. 環境と社会の持続可能な発展に関する役割 | 1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 (1)国際認証の取得状況 (2)環境負荷の総量削減に係る取組の実施 | 国立公園の自然環境は我が国の貴重な自然資本です。この「感動体験の提供」や事業継続の基盤となる地球・社会環境への配慮を項目として設定しました。同じく「感動体験の提供」に欠かせない、文化等の地域資源維持や、地域住民への協力など、地域社会の持続可能な発展への貢献も重要です。これらに関して、取り組んでもらいたいことを位置づけました。 |
| | 1-2. 地域社会への貢献 (1)地域の取組への参画 (2)地域社会の経済循環への貢献 | |
| 2. 国立公園の保護と利用に関する機能・役割 | 2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備 (1)利用者への普及啓発 (2)自然環境保全又は利用環境の整備・管理 | 国立公園における感動体験が持続的に実施されるためには、滞在拠点となる宿泊施設においても、「国立公園ならではの感動体験の提供」に関わることで、そして感動体験を支える基盤である「自然環境の保全」にも参画したり、利用者によるその重要性を普及啓発することが期待されています。そのことに関する2つを項目として設定し、それらに必要な取組をそれぞれ位置づけました。 |
| | 2-2. 国立公園ならではの感動体験ができる自然体験アクティビティの提供 (1)利用者への情報発信 (2)アクティビティへの参加申込 (3)アクティビティの開発・実施 (4)ガイド人材の育成 | |
| 3. 取組の実効性の確保 | | 1.、2. の取組の実効性を高め、持続させるために有効な取組を位置づけました。 |

各機能・役割の詳細項目の区分

| 目指す水準 | 趣旨 | ガイドラインにおける掲載箇所 |
|---------------------------|---|----------------|
| 国立公園の宿泊事業者として取り組んでもらいたいこと | 「国立公園に立地する宿泊施設」として、利用者に約束したいと考えるもので、かつ、経営規模や立地条件によらず、取組み可能と思われる項目 | Ⅱ |
| 「理想像」として目指すこと | 目安として、連携協定締結には必ず満たしてもらいたい項目 | Ⅱ(※) |

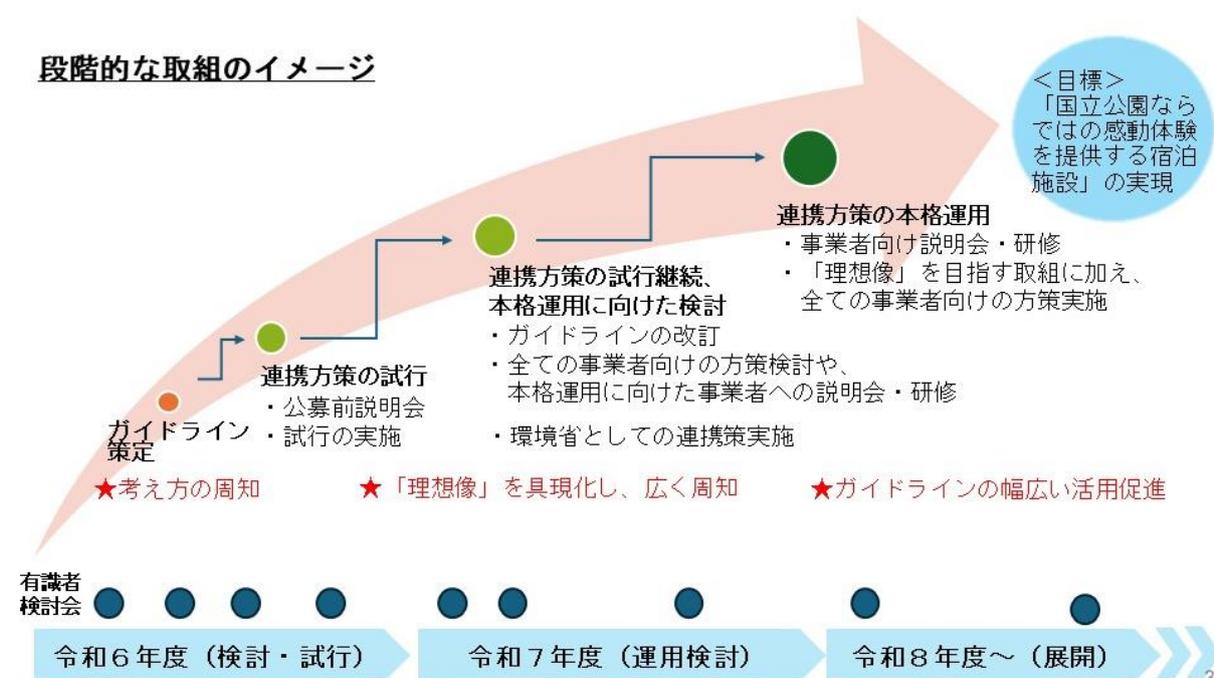
※今回は、議論のしやすさから、Ⅱのところでもまとめて掲載するが、最終的にⅡ-1、Ⅱ-2として、分けて掲載することも検討。

4. ガイドラインの運用 – 連携方策の実施 –

目標である「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」の実現に向けて、ガイドラインで考え方を示すことに加え、ガイドラインの運用にも取り組んでいきます。大きな流れとしては、下図の通り、ガイドラインを道しるべに、連携方策の実施やガイドラインの運用拡大に、段階的に取り組んでいきます。

具体的には、連携方策ではⅡ機能・役割の「理想像として目指すこと」を具現化するトップランナーについて、宿泊事業者と環境省で連携方策を行うとともに、その取組について、拡充・周知を行います。連携方策では、環境省とともに、よりよい宿泊施設のあり方と、宿泊施設を滞在拠点とした魅力的な国立公園の楽しみ方を示し、「理想像」の目指す方向性を明らかにします。

さらに、Ⅱ機能・役割の「国立公園の宿泊事業者として取り組んでもらいたいこと」も含めて、ガイドラインの幅広い活用を促すことで、関わる宿泊事業者を少しずつ増やしていくという好サイクルを作っていきたいと考えています。



II. 「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」の機能・役割

1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割

1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

<基本の理念>

脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の実現は、社会全体としての重要なテーマです。貴重な自然環境が保全されてきた国立公園においては、特にしっかりとした環境対策が必要であり、国立公園における滞在拠点となる宿泊施設にも、環境負荷の総量削減に積極的に取り組み、国立公園を含む社会全体の持続可能な発展に貢献する役割を果たすことが期待されています。

ここでは、そうした環境負荷の総量削減として取り組んでもらいたい具体的な項目を、エネルギー、廃棄物、水資源、環境に配慮した調達、生物多様性への配慮の観点に分けて記載しています。また、こういった取組を宿泊客に理解し、協力してもらうことも大切であるため、そのことについても記載しています。

特に海外からの旅行者にとって、地球環境・社会環境に配慮した取組は、旅行先や旅行商品を選ぶ際の重要な要素になりつつあります。サステナビリティへの関心が高まっていく今後において、このような取組を積極的に進めることで、選ばれる宿泊施設、地域であり続けることができると考えています。

なお、国際的なサステナビリティへの関心の高まりを受け、いくつかの国際認証制度が整備されています。これらを取得することで、質の高い環境配慮を行っていることを対外的に証明することができ、宿泊施設の付加価値に繋がっています。

(1) 国際認証の取得状況

国際認証(GSTC Certification、グリーンキー、サクラクオリティグリーン等)の取得状況を教えてください。取得している場合、(2)の<国立公園の宿泊事業者として取り組んでもらいたいこと>については、既に取り組んでいるものと思われますので、省略可能です。また、国際認証については以下を参照してください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page06_000382.html

| チェック項目 | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 取得している (取得している認証の名称:) →下記の<国立公園の宿泊事業者として取り組んでもらいたい>の(2)の確認は、省略可能です。 |
| <input type="checkbox"/> | 取得していない → 下記の(2)についても、引き続き確認をお願いします。 |

(2) 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

< 国立公園の宿泊事業者として取り組んでみたいこと >

| チェック項目 | |
|-----------|--|
| エネルギー・脱炭素 | <input type="checkbox"/> エネルギーの使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:電気やガスの使用量を月単位で確認し前年同期と比較している) |
| | <input type="checkbox"/> エネルギー効率の高い機器を導入している (例:LED 照明、高効率な空調や厨房機器を導入している) |
| | <input type="checkbox"/> 出勤時や移動時に公共交通機関やエコカーの利用を推奨している (例:地域バスの利用、電気自動車の利用を推奨している(無理のない範囲で)) |
| 廃棄物 | <input type="checkbox"/> 廃棄物の排出量を把握したうえで見直しを行っている (例:分類別の廃棄物の排出量を月単位で確認し前年同期と比較している) |
| | <input type="checkbox"/> 客室のごみを分別している (例:客室に設置するゴミ箱を分別式にしている) |
| | <input type="checkbox"/> 使い捨てのバス用品(シャンプー、石鹸等)を提供していない (例:バス用品を備え付けにしている(個包装製品の削減)) |
| | <input type="checkbox"/> アメニティに関する配慮 (例:ロビーでの必要数のみの提供、リサイクル素材への切替、廃止等) |
| | <input type="checkbox"/> 使い捨て食器を使用しない (例:食事会場、部屋、ラウンジ等において使い捨て食器を提供していない) |
| | <input type="checkbox"/> 事務所で使用する紙を削減している (例:紙の使用量を把握しペーパーレス化に取り組んでいる) |
| 水資源 | <input type="checkbox"/> 水の使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:水の使用量を月単位で確認し前年同期と比較している) |
| | <input type="checkbox"/> 共用部や客室のシャワーやトイレの節水対策を行っている (例:節水型のシャワー、トイレ、風呂桶の導入) |
| | <input type="checkbox"/> 滞在中に何度も使えるボトル・タンブラーやウォーターサーバーによる飲料水の提供等を行っている |
| | <input type="checkbox"/> 環境配慮型の洗剤やシャンプー等を使用している |
| | <input type="checkbox"/> 連泊時の清掃サービスの削減、実施不要を選択肢として提供している (例:連泊時の毎日の清掃を実施していない・しないことを説明している) |
| 生物多様性への配慮 | <input type="checkbox"/> 外来種等の生き物を飼育せず(ただし、それらが逃げ出さないような措置を講じた上で、生物多様性保全に関する啓発を目的とする場合にはこの限りでない)、地域に根ざした生き物であっても動物福祉に反する行動をとらない (例:外来種の生物を飼育しない・繁殖させない、生き物をむやみに捕獲しない) |
| | <input type="checkbox"/> 植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散する可能性のある園芸品種、外来種等を植栽・栽培しない |
| | <input type="checkbox"/> 野生生物の生存能力や個体群の行動に悪影響を及ぼすような行動をとらない (例:利用者に野生生物を見せるための餌付けをしない) |
| 周知 | <input type="checkbox"/> 上記の取組を宿泊客に周知し協力依頼を実施している |

<「理想像」として目指すこと>

下記について、**一定以上のレベル(※)**で実施していること。

(※)直ちにとりまとめることが難しい場合には、**試行的取組を進める中で検討を継続し、ガイドラインをバージョンアップする中で、明確にするという進め方も考えたい。以降の項目も同様。**

| チェック項目 | |
|-----------|--|
| エネルギー・脱炭素 | <input type="checkbox"/> GHGプロトコルに基づき排出量測定を実施している |
| | <input type="checkbox"/> カーボンクレジットの購入により排出量を相殺している |
| | <input type="checkbox"/> 施設で使用する電力に、再生可能エネルギー、自然エネルギーを使用しており、再生可能エネルギーの使用割合を把握している (例:使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄う RE100%を目指した取り組みを進めている) |
| | <input type="checkbox"/> 施設内で再生可能エネルギーを発電して使用している (例:使用するエネルギーの一部に自家発電の太陽光エネルギーを使用している) |
| | <input type="checkbox"/> 電気自動車を利用して訪れるお客様へに対応している (例:電気自動車の充電スタンドを設けている) |
| | <input type="checkbox"/> カードキーや人感センサーを活用した電源管理をしている(例:カードキーや人感センサーにより客室不在の際に電源を切る設定にしている) |
| | <input type="checkbox"/> 環境に配慮した施設設計をしている (例:施設のZEB・ZEH化を進めている) |
| 廃棄物 | <input type="checkbox"/> 食事の提供方法を工夫しフードロスの削減に取り組んでいる (例:食事の終了時間を踏まえたビュッフェの提供方法を工夫している) |
| | <input type="checkbox"/> 食品残さのリサイクルに取り組んでいる (例:食品残さのたい肥化・飼料化に取り組んでいる) |
| | <input type="checkbox"/> 徹底的な分別によりゼロウェイストを目指している (例:地域指定以上の分別を実施している) |
| 調達(※) | <input type="checkbox"/> 環境に配慮した食品を選択している(例:サステナビリティ認証を受けた食材の取扱等) |
| | <input type="checkbox"/> 環境に配慮した製品購入やサービス選択を行っている(例:グリーン購入法に基づく商品購入、フェアトレードによって取扱われた商品購入等) |
| 計画・開示 | <input type="checkbox"/> 上記について、経営層で議論された方針や取組計画があり、それが社員・スタッフにも共有されている |
| | <input type="checkbox"/> 上記取組及び計画について、定量的なデータとともに開示している (例:宿泊施設のホームページで、再生可能エネルギーの使用率を公表している) |

(※)地産地消等、地域に係るものは1-2. 地域社会への貢献に記載(p10参照)

【コラム1】環境対策の実施事例(取組内容とメリット)

※事業者規模の大小に関わらず参考にできる環境対策の取組、先進的な環境対策の取組、環境対策の取組によりメリット(コスト削減など経営への影響、対外的な評価やそれによる視察の増加など)を記載予定。

1-2. 地域社会への貢献

<基本の理念>

日本の国立公園は、土地所有に関わらず区域を指定する「地域制自然公園」であり、国立公園内に住み、暮らしている多くの人々がいます。地域の人々の活動があつてこそ、自然が守られ、様々な利用が可能となっています。そこで、地域社会が持続可能であることと、国立公園が地域の人々の生活の質の向上に貢献していくことが、国立公園としての価値を提供し続けるためにも重要です。

また、国立公園における感動体験の提供には、宿泊施設だけでなく、地域の魅力を支える団体やアクティビティ事業者等の地域関係者の存在や、地域の資源(自然環境のみならず、伝統、文化、特産品)が必要不可欠です。

ここでは、そんな地域社会の維持・発展に貢献するために取り組んでもらいたい項目を、「地域の取組に関わっているか」「地域の経済循環の活性化に貢献しているか」の2つの観点に分けて記載しています。

(1) 地域の取組への参画

<国立公園の宿舎事業者として取り組んでもらいたいこと>

| チェック項目 |
|---|
| <input type="checkbox"/> 地域の活動団体に加盟している、もしくは、地域の取組に参画・協力している (例1:商工会、観光協会等に加盟している) (例2:ロビー、屋外広場、駐車場等をイベント会場や避難場所として提供している、地域内の共有エリアの清掃活動に参加している等) |
| <input type="checkbox"/> 地域の歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている |

<「理想像」として目指すこと>

下記に該当すること。

| チェック項目 |
|--|
| <input type="checkbox"/> 国立公園に関係する協議会等に参画している(加盟する団体としての加入も含む) |

(2) 地域社会の経済循環への貢献

<国立公園の宿舎事業者として取り組んでもらいたいこと>

| チェック項目 |
|---|
| <input type="checkbox"/> 提供する食材はその地域でとれた食材を使用している (例:食材の仕入れ先は地元生産者を優先している) |
| <input type="checkbox"/> 地域の製品・商品やサービスを優先的に調達している (例:サービスを提供する地元事業者をHPやSNSで紹介している) |

<「理想像」として目指すこと>

下記について、**一定以上のレベル**で実施していること。

| チェック項目 |
|---|
| <input type="checkbox"/> 地域の雇用創出に貢献している (例:移住支援も含めて地域在住の住民を雇用している) |
| <input type="checkbox"/> 地域の商店(飲食店、お土産屋等)と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している (例:地域の飲食店マップの提供(デジタル推奨)、地域通貨の案内等を実施している) |
| <input type="checkbox"/> 伝統工芸品や地域の特産品等を自然環境にまつわる背景・ストーリー、職人の状況等を含めて紹介し販売している (例:お土産コーナーでの案内・販売、HPやSNSを通じて案内・販売している) |
| <input type="checkbox"/> 地元の木材・建材・大工(建設会社)や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している (例:内装に地域の伝統様式を踏まえた家具を設置している、食事で使用する箸は使い捨てではなく地元産材の製品を提供している等) |
| <input type="checkbox"/> 地産地消について、具体的な使用割合等の情報を開示している |

【コラム2】地域社会への貢献の事例(取組内容とメリット)

※地域社会の経済循環への貢献についての優良事例を掲載予定。

2. 「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能

2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備

<基本の理念>

感動体験の提供において最も重要かつ基本となるのは、「最大の魅力は自然そのものであり、自然環境の保全を基本とし、自然そのものの魅力を生かす」ことであり、つまり、自然環境の保全は、感動体験の提供の出発点であると言い換えられます。

そのためにまず重要になってくるのが、利用者への「その場所が国立公園であり、自然環境は利用を支える基盤である」ことの普及啓発です。その上で、「利用者自身が自然環境の保全などに携わる機会」があり、「その成果を利用者自身が実感できる仕組み」があり、利用者の「その感動した自然風景を守りたい、更に良くしたい」という気持ちを育み、自然環境の保全に再び還ってくるという「保護と利用の好循環」を育んでいきたいと考えています。

ここでは、その仕組みを作っていくために取り組んでもらいたい項目を記載しています。

なお、(2)では、自然環境保全だけでなく、利用環境の整備・管理も対象としています。これは、多くの人々に感動を与えるには、国立公園の自然を守りながら利用していくことが大切で、そのためには、適切な利用のための施設整備・管理に関する取組も重要なためです。

(1) 利用者への普及啓発

<国立公園の宿泊事業者として取り組んでもらいたいこと>

| チェック項目 |
|---|
| <input type="checkbox"/> 国立公園の基礎的な情報を普及啓発している (例:立地する国立公園名、区域、特徴や魅力、国立公園のビジョン・コンセプト等) |
| <input type="checkbox"/> 国立公園の利用のルールやマナーに関する情報を普及啓発している |
| <input type="checkbox"/> 上記に関して、実施する方法についても教えてください <input type="checkbox"/> パンフレットの設置 <input type="checkbox"/> ロビーでのパネル・サイネージの設置 <input type="checkbox"/> HP・SNSでの紹介 |

<「理想像」として目指すこと>

下記について、**一定以上のレベル**で実施していること。

| チェック項目 |
|---|
| <input type="checkbox"/> 情報展示(写真・パネル、デジタルサイネージ、映像放映等、学習スペース)を宿泊客以外にも開放している (例:ロビーの一部を国立公園の紹介コーナーとして開放している) |
| <input type="checkbox"/> 宿泊施設内で、スタッフ等によるガイダンスを毎日、または希望者の希望に応じてその都度実施している |
| <input type="checkbox"/> 国立公園マーク・統一フォント等の活用や、共用スペース・屋外標識で所在する国立公園名の表示を行っている |

(2) 自然環境保全又は利用環境の整備・管理

<国立公園の宿泊事業者として取り組んでもらいたいこと> <「理想像」として目指すこと>とも、下記のうちいずれか1つを実施。ただし、<「理想像」として目指すこと>については、**一定以上のレベル**で実施していること。

また、対象とする自然環境保全活動や、利用施設は、国立公園管理上の必要なものとする(登山道の補修、外来植物の駆除等、国立公園の管理上必要なものであって、1-2に含まれるような市街地内での清掃活動等や、市街地内のベンチ等の整備は含まない。)

| チェック項目 |
|---|
| <input type="checkbox"/> 宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている |
| <input type="checkbox"/> 環境に配慮した土産物、自然環境保全に配慮した宿泊パック等、自然環境保全に必要な費用を付加した商品を販売し、その売上の一部を、当該国立公園の自然環境保全等に還元している (例:お土産の売上の一部を環境団体に寄付し公園整備に充当している) |
| <input type="checkbox"/> 宿泊施設自ら自然環境保全に資する活動を実施している |
| <input type="checkbox"/> 地域で連携して自然共生サイトに登録している、もしくは登録を検討している (例:敷地内のビオトープ等を自然共生サイトに登録している) |
| <input type="checkbox"/> 宿泊利用者を含む利用者を対象とした当該国立公園内の利用施設(ベンチ・トイレ・遊歩道・園地等)を整備している、または関わっている(下記にマークしてください) <input type="checkbox"/> 工作物(ベンチ・東屋等)の整備 <input type="checkbox"/> トイレの整備 <input type="checkbox"/> 登山道・遊歩道等の整備 <input type="checkbox"/> 園地等の整備 <input type="checkbox"/> その他() |
| <input type="checkbox"/> 宿泊利用者を含む利用者を対象とした当該国立公園内の利用施設の維持管理を実施している、または関わっている(下記にマークしてください) <input type="checkbox"/> 工作物(ベンチ・東屋等)の修繕 <input type="checkbox"/> 登山道・遊歩道等の草刈り <input type="checkbox"/> 登山道・遊歩道等の修繕 <input type="checkbox"/> 国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採 <input type="checkbox"/> その他() |
| <input type="checkbox"/> 国立公園内の利用環境を向上させるための取組に参画・協力している (例:地域で作成した計画に則った景観改善の取組に協力している) |

【コラム3】自然環境保全の取組の事例(取組内容とメリット)

※予約時に宿泊料金に自然還元に関する料金が含まれることを明示した宿泊プランの提供(還元した内容も含めて提示)、宿泊施設の売上や環境に配慮した土産物等の売上の一部を、当該国立公園の自然環境保全等に還元などに取組む事例を想定。

2-2. 国立公園ならではの感動体験ができる自然体験アクティビティの提供

<基本の理念>

自然環境の魅力や、地域の歴史・文化・生活を踏まえた当該国立公園ならではの価値に基づく感動や学びの体験の提供は、旅行者の満足度を高め、リピーター増加や消費単価向上に寄与することにつながります。また、自然体験アクティビティ(以下、「アクティビティという。」)提供に関わる多くの地域プレーヤーの方々との交流は、地域の人々にも多くの経済メリットをもたらします。

このアクティビティ提供において宿泊施設が担うことができる役割は多岐に渡り、比較的手軽に実施できる「利用者への情報提供」から、「アクティビティへの参加申込の受付」「アクティビティ開発」「人材育成」といった主体的にアクティビティ運営に関わる役割まで考えられます。ここでは、そういった観点で取り組んでもらいたい項目を記載しています。

なお現在、各国立公園におけるストーリーや、望まれる体験等を整理したインタープリテーション全体計画の作成を進めており、こうした計画と連動したアクティビティ提供が進むことが望ましいと考えています。

<本項で対象とするアクティビティについて>

- ・環境省の「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン(※)」の基礎的項目(フェーズ1)の項目を 9 割以上満たすものの他、地域の資源を適正に利用するガイドツアー・伝統文化・食に関する体験等も対象としています。
- ・また、感動体験の提供に当たっては、アクティビティにおいて、利用者に対して、ストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)を伝えることが重要であることから、特に、<「理想像」として目指すこと>においては、重視します。

(※)<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/nxc-guidelines/>

(1) 利用者への情報発信

<国立公園の宿泊事業者として取り組んでもらいたいこと>

| チェック項目 | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 当該国立公園の魅力や、自然・歴史・文化・生活に基づくストーリーに関する情報を発信している |
| <input type="checkbox"/> | 当該国立公園ならではの自然の満喫方法等(アクティビティ含む)に関する情報を発信している |
| <input type="checkbox"/> | 上記に関して、実施する方法についても教えてください <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>パンフレットの設置<input type="checkbox"/>ロビーでのパネル・サイネージの設置<input type="checkbox"/>HP・SNSでの紹介 |

(2) アクティビティへの参加申込

<「理想像」として目指すこと>

下記について、**一定以上のレベル**で実施していること。

| チェック項目 |
|--|
| <input type="checkbox"/> アクティビティの参加申込を受け付けている |
| <input type="checkbox"/> 当日参加可能なアクティビティの参加申込を受け付けている |
| <input type="checkbox"/> 高付加価値化を行ったアクティビティの参加申込を受け付けている(例:特別な場所へのガイドツアー、通常行われていない早朝・深夜等の限定的な時間帯の実施等) |

(3) 宿泊施設自らによるアクティビティの開発・実施

<「理想像」として目指すこと>

下記について、**一定以上のレベル**で実施していること。

| チェック項目 |
|---|
| <input type="checkbox"/> 宿泊施設自ら又は地域の事業者、観光協会等の団体と連携してアクティビティを開発し、提供している |
| <input type="checkbox"/> 上記について、高付加価値化を行ったアクティビティを開発し提供している |

(4) ガイド人材の育成

<国立公園の宿舎事業者として取り組んでもらいたいこと>

| チェック項目 |
|---|
| <input type="checkbox"/> 取扱うアクティビティに関して、地域の事業者によるアクティビティを優先的に活用している |

<「理想像」として目指すこと>

下記について、**一定以上のレベル**で実施していること。

| チェック項目 |
|--|
| <input type="checkbox"/> スタッフがガイドを兼ねられるような取組を実施している (例:社員研修の一環としてガイド事業者による研修を企画し参加している) |
| <input type="checkbox"/> 地域のガイド人材の育成に寄与している (例:施設スタッフ兼ガイドとして雇用するなど、地域の雇用創出への貢献等) |

【コラム4】国立公園における自然体験コンテンツガイドラインについて

※上記ガイドラインの概要について掲載予定。

3. 取組の実効性の確保

<基本の理念>

「1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割」、「2. 『国立公園の保護と利用』に関する機能・役割」(以下、それぞれ1. 2. と省略する)の取組の実効性を高め、取組を持続させていくためには、組織一丸となった取組や課題が生じる毎に改善する仕組みを設けることが大切です。ここでは、取組の実効性を確保・向上させるために、有効な取組について記載しています。

<国立公園の宿舎事業者として取り組んでもらいたいこと>

| チェック項目 | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 1.、2. に関して、社員・スタッフに対する研修等の定期的な教育機会を設けている |
| <input type="checkbox"/> | 社員・スタッフに対して、国立公園に関する取組の満足度や課題を確認している |
| <input type="checkbox"/> | 1.、2. に記載した取組を持続的にするために、自社で策定している経営計画等に位置づけている |
| <input type="checkbox"/> | 宿泊施設利用者の満足度や指摘事項等をアンケート等で調査している |

<「理想像」として目指すこと>

下記について、**一定以上のレベル**で実施していること。

| チェック項目 | |
|--------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1.、2. に記載した取組の計画を公表している |
| <input type="checkbox"/> | 1.、2. に記載した取組の実施結果を把握し、公表している |
| <input type="checkbox"/> | 上記を踏まえ、定期的に計画の見直しを行っている |

III. 備考

1. 用語解説

| 用語 | 解説 |
|----------------|---|
| ネイチャーポジティブ | 日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨。国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。 (出所:環境省資料) |
| アドベンチャートラベル | 「アクティビティ・自然・文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行」。アクティビティを通じて地域の自然・文化を体験することにより、旅行者自身が、未体験の多様な価値観に触れ、旅行者自身の内面に変化がもたらされるような旅行スタイル。一般的な観光旅行よりも現地での長期滞在が見込まれ、観光消費額も大きい傾向となるため、地域への経済効果が大きい点が特徴。 (出所:JNTO HP) |
| 国立公園の利用の高付加価値化 | 単に富裕層を対象として高額で豪華な宿泊施設やサービスを提供することを意味するものではなく、国立公園の利用の高付加価値化とは、次の①及び②を付加価値として高めることを意味するものと定義されている。 ①国立公園だからこそ守られてきた魅力的な自然環境を基盤として、その土地の生活・文化・歴史を踏まえた国立公園ならではの本物の価値に基づく感動や学びの体験を提供することで、利用者に自己の内面の変化(トランスフォーメーション ¹)を起こすことを目指す。 ②サステナビリティ及びレスポンスビリティの観点で、保護と利用の好循環の実現を目指す。 (出所:宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針(2023年)、環境省) |
| GHGプロトコル | GHGプロトコルとは、温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準。地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された。 |
| | ※今後必要に応じて追記 |

¹ 利用者の考え方や人生観にまで影響を及ぼすような意識変容・行動変容を指す。

2. 問合せ先一覧

| 環境省本省 |
|---|
| 自然環境局国立公園課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-3581-8278 |
| 北海道地区 |
| 北海道地方環境事務所 〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎 3 階 TEL 011-299-1950 |
| 稚内自然保護官事務所 〒097-8527 北海道稚内市末広 5-6-1 稚内地方合同庁舎 TEL 0162-33-1100 |
| 大雪山国立公園管理事務所 〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町 603 TEL 01658-2-2574 |
| 大雪山国立公園管理事務所東川管理官事務所 〒071-1423 北海道上川郡東川町東町 1-13-15 TEL 0166-82-2527 |
| 大雪山国立公園管理事務所上士幌管理官事務所 〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 235-33 TEL 01564-2-3337 |
| 支笏洞爺国立公園管理事務所 〒066-0281 北海道千歳市支笏湖温泉 TEL 0123-25-2350 |
| 支笏洞爺国立公園管理事務所洞爺湖管理官事務所 〒049-5721 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142-5(洞爺湖ビジターセンター2 階) TEL 0142-73-2600 |
| 釧路自然環境事務所 〒085-8639 北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階 TEL 0154-32-7500 |
| 釧路湿原自然保護官事務所 〒084-0922 北海道釧路市北斗 2-2101(釧路湿原野生生物保護センター内) TEL 0154-56-2345 |
| ウトロ自然保護官事務所 〒099-4354 北海道斜里郡斜里町ウトロ西 186-10(知床世界遺産センター内) TEL 0152-24-2297 |
| 羅臼自然保護官事務所 〒086-1822 北海道目梨郡羅臼町湯の沢町 6-27 TEL 0153-87-2402 |
| 阿寒摩周国立公園管理事務所 〒088-3465 北海道川上郡弟子屈町川湯温泉 2-2-2 TEL 015-483-2335 |
| 阿寒摩周国立公園管理事務所阿寒湖管理官事務所 〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉 1-1-1(阿寒湖畔エコミュージアムセンター内) TEL 0154-67-2624 |

| 東北地区 |
|---|
| 東北地方環境事務所 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6 階 TEL 022-722-2870 |
| 十和田八幡平国立公園管理事務所 〒018-5501 青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋 486 TEL 0176-75-2728 |
| 十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 1 階 TEL 019-621-2501 |
| 十和田八幡平国立公園管理事務所鹿角管理官事務所 〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字向畑 123-4 TEL 0186-30-0330 |
| 八戸自然保護官事務所 〒039-1166 青森県八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎 B1 TEL 0178-73-5161 |
| 宮古自然保護官事務所 〒027-0001 岩手県宮古市日立浜町 11-30 TEL 0193-62-3912 |
| 大船渡自然保護官事務所 〒022-0001 岩手県大船渡市末崎町字大浜 221-117 TEL 0192-29-2759 |
| 石巻自然保護官事務所 〒986-0832 宮城県石巻市泉町 4-1-9 石巻法務合同庁舎 1 階 TEL 0225-24-8217 |
| 裏磐梯自然保護官事務所 〒969-2701 福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯 1093 TEL 0241-32-2221 |
| 羽黒自然保護官事務所 〒997-0141 山形県鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 39-4 TEL 0235-62-4777 |

| 関東地区 |
|---|
| 関東地方環境事務所 〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階 TEL 048-600-0516 |
| 日光国立公園管理事務所 〒321-1434 栃木県日光市本町 9-5 TEL 0288-54-1076 |
| 日光国立公園管理事務所那須管理官事務所 〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 207-2(那須高原ビジターセンター2 階) TEL 0287-76-7512 |
| 日光国立公園管理事務所日光湯元管理官事務所 連絡先 日光国立公園管理事務所 |
| 檜枝岐自然保護官事務所 〒967-0525 福島県南会津郡檜枝岐村下ノ原 867-1 TEL 0241-75-7301 |
| 片品自然保護官事務所 〒378-0415 群馬県利根郡片品村大字鎌田字下半瀬 3885-1 TEL 0278-58-9145 |

| 関東地区 |
|--|
| 奥多摩自然保護官事務所 〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 171-1 TEL 0428-83-2157 |
| 小笠原自然保護官事務所 〒100-2101 東京都小笠原村父島西町(小笠原世界遺産センター内) TEL 04998-2-7174 |
| 富士箱根伊豆国立公園管理事務所 〒250-0522 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧札場 164 TEL 0460-84-8727 |
| 富士箱根伊豆国立公園管理事務所伊豆諸島管理官事務所 〒100-0101 東京都大島町元町字家の上 445-9 大島合同庁舎 1階 TEL 04992-2-7115 |
| 富士箱根伊豆国立公園管理事務所富士五湖管理官事務所 〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1(生物多様性センター内) TEL 0555-72-0353 |
| 富士箱根伊豆国立公園管理事務所沼津管理官事務所 〒410-0831 静岡県沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 5階 TEL 055-931-3261 |
| 富士箱根伊豆国立公園管理事務所下田管理官事務所 〒415-0036 静岡県下田市西本郷 2-5-33 下田地方合同庁舎 1階 TEL 0558-22-9533 |
| 南アルプス自然保護官事務所 〒400-0241 山梨県南アルプス市芦安芦倉 518 南アルプス芦安支所 2階 TEL 055-280-6055 |
| 伊那自然保護官事務所 〒396-0402 長野県伊那市長谷溝口 1394 伊那市長谷総合支所 2階 TEL 0265-98-1205 |

| 中部地区 |
|--|
| 中部地方環境事務所 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL 052-955-2130 |
| 白山自然保護官事務所 〒920-2501 石川県白山市白峰ホ 25-1 TEL 076-259-2902 |
| 伊勢志摩国立公園管理事務所 〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-26 TEL 0599-43-2210 |
| 信越自然環境事務所 〒380-0846 長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 TEL 026-231-6570 |
| 妙高高原自然保護官事務所 〒949-2112 新潟県妙高市大字関川 2279-2 TEL 0255-86-2441 |
| 戸隠自然保護官事務所 〒381-4192 長野県長野市戸隠豊岡 1554 長野市戸隠支所 3階 TEL 026-254-3060 |

| 中部地区 |
|---|
| 上信越高原国立公園管理事務所 〒377-1526 群馬県吾妻郡嬭恋村大字三原 679-3 嬭恋村商工会館 2 階 TEL 0279-97-2083 |
| 上信越高原国立公園管理事務所志賀高原自然保護官事務所 〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩 7148 TEL 0269-34-2104 |
| 上信越高原国立公園管理事務所谷川管理官事務所 〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野 1744-1 TEL 0278-62-0300 |
| 中部山岳国立公園管理事務所 〒390-1501 長野県松本市安曇 124-7 TEL 0263-94-2024 |
| 中部山岳国立公園管理事務所立山管理官事務所 〒930-0221 富山県中新川郡立山町前沢 1209-18 駅前プラザ 2 階 TEL 076-462-2301 |
| 中部山岳国立公園管理事務所上高地管理官事務所 〒390-1516 長野県松本市安曇 4468 TEL 0263-95-2032※冬季連絡先 中部山岳国立公園管理事務所 |
| 中部山岳国立公園管理事務所平湯管理官事務所 〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯 763-12 TEL 0578-89-2353 |

| 近畿地区 |
|---|
| 近畿地方環境事務所 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階 TEL 06-6881-6500 |
| 吉野熊野国立公園管理事務所 〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘 2-4-20 TEL 0735-22-0342 |
| 吉野熊野国立公園管理事務所吉野管理官事務所 〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市 2294-6 TEL 0764-34-2202 |
| 吉野熊野国立公園管理事務所田辺管理官事務所 〒646-0035 和歌山県田辺市中屋敷町 24-49 田辺市社会福祉センター3 階 TEL 0739-23-3955 |
| 竹野自然保護官事務所 〒669-6201 兵庫県豊岡市竹野町竹野 3662-4 TEL 0796-47-0236 |
| 浦富自然保護官事務所 〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町浦富字出逢 1098-3 TEL 0857-73-1146 |
| 大阪自然保護官事務所 連絡先 近畿地方環境事務所 |
| 神戸自然保護官事務所 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 7 階 TEL 078-331-1146 |

| 中国四国地区 |
|--|
| 中国四国地方環境事務所 〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 11 階 TEL 086-223-1577 |
| 岡山自然保護官事務所 連絡先 中国四国地方環境事務所 TEL 086-223-1586 |
| 広島事務所 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館 1 階 TEL 082-511-0006 |
| 大山隠岐国立公園管理事務所 〒683-0067 鳥取県米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎 4 階 TEL 0859-34-9331 |
| 大山隠岐国立公園管理事務所松江管理官事務所 〒690-0841 島根県松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 階 TEL 0852-21-7626 |
| 大山隠岐国立公園管理事務所隠岐管理官事務所 〒685-0016 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 55 TEL 08512-2-0149 |
| 四国事務所 〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2 階 TEL 087-811-7240 |
| 高松自然保護官事務所 連絡先 四国事務所 TEL 087-811-6227 |
| 松山自然保護官事務所 〒790-0808 愛媛県松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 4 階 TEL 089-931-5803 |
| 土佐清水自然保護官事務所 〒787-0305 高知県土佐清水市天神町 11-7 TEL 0880-82-2350 |

| 九州地区 |
|---|
| 九州地方環境事務所 〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階 TEL 096-322-2400 |
| 福岡事務所 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 1 階 TEL 092-437-8851 |
| 佐世保自然保護官事務所 〒857-0041 長崎県佐世保市木場田町 2-19 佐世保合同庁舎 5 階 TEL 0956-42-1222 |
| 五島自然保護官事務所 〒853-0015 長崎県五島市東浜町 2-1-1 福江地方合同庁舎 2 階 TEL 0959-72-4827 |
| 雲仙自然保護官事務所 〒854-0621 長崎県雲仙市小浜町雲仙 320 TEL 0957-73-2423 |
| 天草自然保護官事務所 〒863-0014 熊本県天草市東浜町 10-1 三貴ビル 5 階 TEL 0969-23-8366 |

| 九州地区 |
|--|
| 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川 1180 TEL 0967-34-0254 |
| 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所くじゅう管理官事務所 〒879-4911 大分県玖珠郡九重町大字田野 260-2 TEL 0973-79-2631 |
| 屋久島自然保護官事務所 〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房前岳 2739-343(屋久島世界遺産センター内) TEL 0997-46-2992 |
| 霧島錦江湾国立公園管理事務所 〒890-0068 鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第 2 地方合同庁舎 2 階 TEL 099-213-1811 |
| 霧島錦江湾国立公園管理事務所えびの管理官事務所 〒889-4302 宮崎県えびの市末永 1495-5 TEL 0984-33-1108 |
| 沖縄奄美自然環境事務所 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階 TEL 098-836-6400 |
| 奄美群島国立公園管理事務所 〒894-3104 鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畑 551(奄美野生生物保護センター内) TEL 0997-55-8620 |
| 奄美群島国立公園管理事務所徳之島自然保護官事務所 〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野 2691-1 天城町役場 4 階 TEL 0997-85-2919 |
| やんばる自然保護官事務所 〒905-1413 沖縄県国頭郡国頭村字比地 263-1(やんばる野生生物保護センター内) TEL 0980-50-1025 |
| 慶良間自然保護官事務所 ・座間味事務所 〒901-3402 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 座間味役場 2 階 TEL 098-987-2662 |
| ・渡嘉敷事務所 〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 渡嘉敷村役場 2 階 |
| 石垣自然保護官事務所 〒907-0011 沖縄県石垣市八島町 2-27(国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター内) TEL 0980-82-4768 |
| 西表自然保護官事務所 〒907-1432 沖縄県八重山郡竹富町字古見(西表野生生物保護センター内) TEL 0980-84-7130 |

国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設ガイドライン(案)

【発行日】令和6年●月

【発行者】環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL 03-3581-3351(代表)

リサイクル適正の表示:印刷用の紙へリサイクルできます

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設ガイドラインの機能・役割のリスト

以下、2段階で確認する宿泊施設ガイドラインの機能・役割の考え方。

| 項目 | 国立公園の宿舎事業者として取組んでもらいたいこと | 理想像として目指すこと |
|----|-----------------------------|---|
| 説明 | 国立公園の全ての宿舎事業者に取り組んでもらいたいこと。 | 一定以上のレベル(※)で実施していること。 (※)上記の具体的なレベルを設定したいと考えているが、直ちにとりまとめることが難しい場合には、試行的取組を進める中で検討を継続し、ガイドラインをバージョンアップする中で、明確にすることも考えたい。 |

1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割

1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

| | | 国立公園の宿泊事業者として取組んでもらいたいこと | 理想像として目指すこと |
|----------------------|------------|---|---|
| (1)国際認証の取得状況 | | 区分にかかわらず、確認。 | |
| (2)環境負荷の総量削減に係る取組の実施 | 全項目共通 | | 下記について、一定以上のレベルで実施していること。 |
| | ①エネルギー・脱炭素 | <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギーの使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:電気やガスの使用量を月単位で確認し前年同期と比較している) ● エネルギー効率の高い機器を導入している (例:LED 照明、高効率な空調や厨房機器を導入している) ● 出勤時や移動時に公共交通機関やエコカーの利用を推奨している (例:地域バスの利用、電気自動車の利用を推奨している(無理のない範囲で)) | <ul style="list-style-type: none"> ● GHGプロトコルに基づき排出量測定を実施している ● カーボンクレジットの購入により排出量を相殺している ● 施設で使用する電力に、再生可能エネルギー、自エネルギーを使用しており、再生可能エネルギーの使用割合を把握している (例:使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄う RE100%を目指した取り組みを進めている) ● 施設内で再生可能エネルギーを発電して使用している (例:使用するエネルギーの一部に自家発電の太陽光エネルギーを使用している) ● 電気自動車を利用して訪れるお客様へに対応している (例:電気自動車の充電スタンドを設けている) ● カードキーや人感センサーを活用した電源管理をしている ● 環境に配慮した施設設計をしている (例:施設のZEB・ZEH化を進めている) |

1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

| | | 国立公園の宿舎事業者として取組んでもらいたいこと | 理想像として目指すこと |
|-----------------------|-------|--|---|
| (2) 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 | 全項目共通 | | 下記について、一定以上のレベルで実施していること。 |
| | ②廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の排出量を把握したうえで見直しを行っている (例:分類別の廃棄物の排出量を月単位で確認し前年同期と比較している) ● 客室のごみを分別している (例:客室に設置するゴミ箱を分別式にしている) ● 使い捨てのバス用品(シャンプー、石鹸等)を提供していない (例:バス用品を備え付けにしている(個包装製品の削減)) ● アメニティに関する配慮 (例:ロビーでの必要数のみの提供、リサイクル素材への切替、廃止等) ● 使い捨て食器を使用しない (例:食事会場、部屋、ラウンジ等において使い捨て食器を提供していない) ● 事務所で使用する紙を削減している (例:紙の使用量を把握しペーパーレス化に取り組んでいる) | <ul style="list-style-type: none"> ● 食事の提供方法を工夫しフードロスの削減に取り組んでいる (例:食事の終了時間を踏まえたビュッフェの提供方法を工夫している) ● 食品残さのリサイクルに取り組んでいる (例:食品残さのたい肥化・飼料化に取り組んでいる) ● 徹底的な分別によりゼロウェイストを目指している (例:地域指定以上の分別を実施している) |

1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

| | | 国立公園の宿舎事業者として取組んでもらいたいこと | 理想像として目指すこと |
|-----------------------|------------|--|-------------|
| (2) 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 | ③水資源 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水の使用量を把握したうえで見直しを行っている (例:水の使用量を月単位で確認し前年同期と比較している) ● 共用部や客室のシャワーやトイレの節水対策を行っている (例:節水型のシャワー、トイレ、風呂桶の導入) ● 滞在中に何度も使えるボトル・タンブラーやウォーターサーバーによる飲料水の提供等を行っている ● 環境配慮型の洗剤やシャンプー等を使用している ● 連泊時の清掃サービスの削減、実施不要を選択肢として提供している (例:連泊時の毎日の清掃を実施していない・しないことを説明している) | — |
| | ④生物多様性への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外来種等の生き物を飼育せず(ただし、それらが逃げ出さないような措置を講じた上で、生物多様性保全に関する啓発を目的とする場合にはこの限りでない)、地域に根ざした生き物であっても動物福祉に反する行動をとらない (例:外来種の生物を飼育しない・繁殖させない、生き物をむやみに捕獲しない) ● 植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散する可能性のある園芸品種、外来種等を植栽・栽培しない ● 野生生物の生存能力や個体群の行動に悪影響を及ぼすような行動をとらない (例:利用者に野生生物を見せるための餌付けをしない) | — |

1-1. 環境負荷の総量削減に係る取組の実施

| | | 国立公園の宿泊事業者として取組んでもらいたいこと | 理想像として目指すこと |
|-----------------------|--------|---|--|
| (2) 環境負荷の総量削減に係る取組の実施 | 全項目共通 | | 下記について、一定以上のレベルで実施していること。 |
| | ⑤周知 | <ul style="list-style-type: none"> 上記①～④の取組を宿泊客に周知し協力依頼を実施している | — |
| | ⑥調達 | — | <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した食品を選択している (例: サステナビリティ認証を受けた食材の取扱等) 環境に配慮した製品購入やサービス選択を行っている (例: グリーン購入法に基づく商品購入、フェアトレード商品の品購入等) |
| | ⑦計画・開示 | — | <ul style="list-style-type: none"> 上記(①～⑥)について、経営層で議論された方針や取組計画があり、それが社員・スタッフにも共有されている 上記取組及び計画について、定量的なデータとともに開示している (例: 宿泊施設のホームページで、再生可能エネルギーの使用率を公表している) |

1-2. 地域社会への貢献

| | 国立公園の宿泊事業者として取組んでもらいたいこと | 理想像として目指すこと |
|------------------|--|--|
| (1)地域の取組への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の活動団体に加盟している、もしくは、地域の取組に参画・協力している (例1:商工会、観光協会等に加盟している) (例2:ロビー、屋外広場、駐車場等をイベント会場や避難場所として提供している、地域内の共有エリアの清掃活動に参加している等) ● 地域の歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている | <p>下記に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園に関する協議会等に参画している(加盟する団体としての加入も含む) |
| (2)地域社会の経済循環への貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ● 提供する食材はその地域でとれた食材を使用している (例:食材の仕入れ先は地元生産者を優先している) ● 地域の製品・商品やサービスを優先的に調達している (例:サービスを提供する地元事業者をHPやSNSで紹介している) | <p>下記について、一定以上のレベルで実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の雇用創出に貢献している (例:移住支援も含めて地域在住の住民を雇用している) ● 地域の商店(飲食店、お土産屋等)と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している (例:地域の飲食店マップの提供(デジタル推奨)、地域通貨の案内等を実施している) ● 伝統工芸品や地域の特産品等を自然環境にまつわる背景・ストーリー、職人の状況等を含めて紹介し販売している (例:お土産コーナーでの案内・販売、HPやSNSを通じて案内・販売している) ● 地元の木材・建材・大工(建設会社)や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している ● 地産地消について、具体的な使用割合等の情報を開示している |

2. 「国立公園の保護と利用」に関する役割・機能

2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備

| | 国立公園の宿泊事業者として取組んでみたいこと | 理想像として目指すこと |
|-----------------------|--|---|
| (1)利用者への普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園の基礎的な情報を普及啓発している (例:立地する国立公園名、区域、特徴や魅力、国立公園のビジョン・コンセプト等) ● 国立公園の利用のルールやマナーに関する情報を普及啓発している ● 上記に関して、実施する方法についても教えてください <ul style="list-style-type: none"> ➢ パンフレットの設置 ➢ ロビーでのパネル・サイネージの設置 ➢ HP・SNS での紹介 | <p>下記について、一定以上のレベルで実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報展示(写真・パネル、デジタルサイネージ、映像放映等、学習スペース)を宿泊客以外にも開放している (例:ロビーの一部を国立公園の紹介コーナーとして開放している) ● 宿泊施設内で、スタッフ等によるガイダンスを毎日、または希望者の希望に応じてその都度実施している ● 国立公園マーク・統一フォント等の活用や、共用スペース・屋外標識で所在する国立公園名の表示を行っている |
| (2)自然環境保全又は利用環境の整備・管理 | <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている ● 環境に配慮した土産物等の利用者からの売上の一部を、当該国立公園の自然環境保全等に還元している (例:お土産の売上の一部を環境団体に寄付し公園整備に充当している) ● 宿泊施設自ら自然環境保全に資する活動を実施している ● 地域で連携して自然共生サイトに登録している、もしくは登録を検討している (例:敷地内のビオトープ等を自然共生サイトに登録している) | <p>左記について、一定以上のレベルで実施していること。</p> |

2-1. 国立公園の自然環境保全及び利用環境整備

| | 国立公園の宿泊事業者として取組んでもらいたいこと | 理想像として目指すこと |
|-------------------------------|---|---------------------------|
| (2)自然環境保全 又は利用環境の 整備・管理 | <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊利用者を含む利用者を対象とした当該国立公園内の利用施設(ベンチ・トイレ・遊歩道・園地等)を整備している、または関わっている(下記にマークしてください) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 工作物(ベンチ・東屋等)の整備 ➤ トイレの整備 ➤ 登山道・遊歩道等の整備 ➤ 園地等の整備 ➤ その他() ● 宿泊利用者を含む利用者を対象とした当該国立公園内の利用施設の維持管理を実施している、または関わっている(下記にマークしてください) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 工作物(ベンチ・東屋等)の修繕 ➤ 登山道・遊歩道等の草刈り ➤ 登山道・遊歩道等の修繕 ➤ 国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採 ➤ その他() ● 国立公園内の利用環境を向上させるための取組に参画・協力している (例:地域で作成した計画に則った景観改善の取組に協力している) | 左記について、一定以上のレベルで実施していること。 |

2-2. 国立公園ならではの感動体験ができる自然体験アクティビティの提供

| | 国立公園の宿泊事業者として取組んでもらいたいこと | 理想像として目指すこと |
|---------------------------|---|--|
| 全項目共通 | | 対象とするアクティビティにおいて、利用者に対して、ストーリーが伝えられていることを重視。 |
| (1)利用者への情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当該国立公園の魅力や、自然・歴史・文化・生活に基づくストーリーに関する情報を発信している ● 当該国立公園ならではの自然の満喫方法等(アクティビティ含む)に関する情報を発信している ● 上記に関して、実施する方法についても教えてください <ul style="list-style-type: none"> ➢ パンフレットの設置 ➢ ロビーでのパネル・サイネージの設置 ➢ HP・SNS での紹介 | 下記について、一定以上のレベルで実施していること。 |
| (2)アクティビティへの参加申込 | — | <p>下記について、一定以上のレベルで実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティの参加申込を受け付けている ● 当日参加可能なアクティビティの参加申込を受け付けている ● 高付加価値化を行ったアクティビティの参加申込を受け付けている (例:特別な場所へのガイドツアー、通常行われていない早朝・深夜等の限定的な時間帯の実施等) |
| (3)宿泊施設自らによるアクティビティの開発・実施 | — | <p>下記について、一定以上のレベルで実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設自ら又は地域の事業者、観光協会等の団体と連携してアクティビティを開発し、提供している ● 上記について、高付加価値化を行ったアクティビティを開発し提供している |

2-2. 国立公園ならではの感動体験ができる自然体験アクティビティの提供

| | 国立公園の宿泊事業者として取組んでもらいたいこと | 理想像として目指すこと |
|-------------|--|--|
| (4)ガイド人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 取扱うアクティビティに関して、地域の事業者によるアクティビティを優先的に活用している | <p>下記について、一定以上のレベルで実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スタッフがガイドを兼ねられるような取組を実施している (例:社員研修の一環としてガイド事業者による研修を企画し参加している) ● 地域のガイド人材の育成に寄与している (例:施設スタッフ兼ガイドとして雇用するなど、地域の雇用創出への貢献等) |

3. 取組の実効性の確保

| | 国立公園の宿泊事業者として取組んでもらいたいこと | 理想像として目指すこと |
|--------------|--|---|
| (1)地域の取組への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ● 前述の『1. 環境と社会の持続可能な発展に関する機能・役割』、『2. 「国立公園の保護と利用」に関する機能・役割』(以降、それぞれ1.、2.と省略する)に関して、社員・スタッフに対する研修等の定期的な教育機会を設けている ● 社員・スタッフに対して、国立公園に関する取組の満足度や課題を確認している ● 1.、2.に記載した取組を持続的にするために、自社で策定している経営計画等に位置づけている ● 宿泊施設利用者の満足度や指摘事項等をアンケート等で調査している | <ul style="list-style-type: none"> ● 1.、2.に記載した取組の計画を公表している ● 1.、2.に記載した取組の実施結果を把握し、公表している ● 上記を踏まえ、定期的に計画の見直しを行っている |

連携方策の試行的取組の内容について (案)

試行的取組の概要

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 目的 | 「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」のモデルとして「 <u>理想像</u> 」の具現化を図り、そのプロセスを通じて <u>連携方策の本格運用に向けた知見を集積</u> する。 |
| 枠組 | 名称：国立公園パートナーホテル（仮称） 環境省と宿舎事業者の2者による連携協定を締結 ※個別の宿泊施設（グループ毎ではない）－環境省（環境大臣（予定））間での協定締結を想定。 |
| 連携協定締結の手順 | <ul style="list-style-type: none">・環境省が公募を実施・検討会（非公開を想定）からの助言を得て、連携先やその連携内容を検討。 |
| 公募対象 | 全国の国立公園の宿舎事業者 数施設程度 ※現在の宿舎事業者には、経営規模や価格帯（ターゲット層）などにバリエーションがあることを踏まえ、それぞれのモデル事例を示すことを念頭に、連携協定を締結する施設には、経営規模（＝宿泊収容人数）、価格帯（＝ターゲット層）、取組内容にバリエーションを持たせる。 |
| 協定期間 | 令和7年度末まで（その後、取組結果を踏まえ本格運用に向けて更新を想定） ₂ |

試行的取組において実施すること

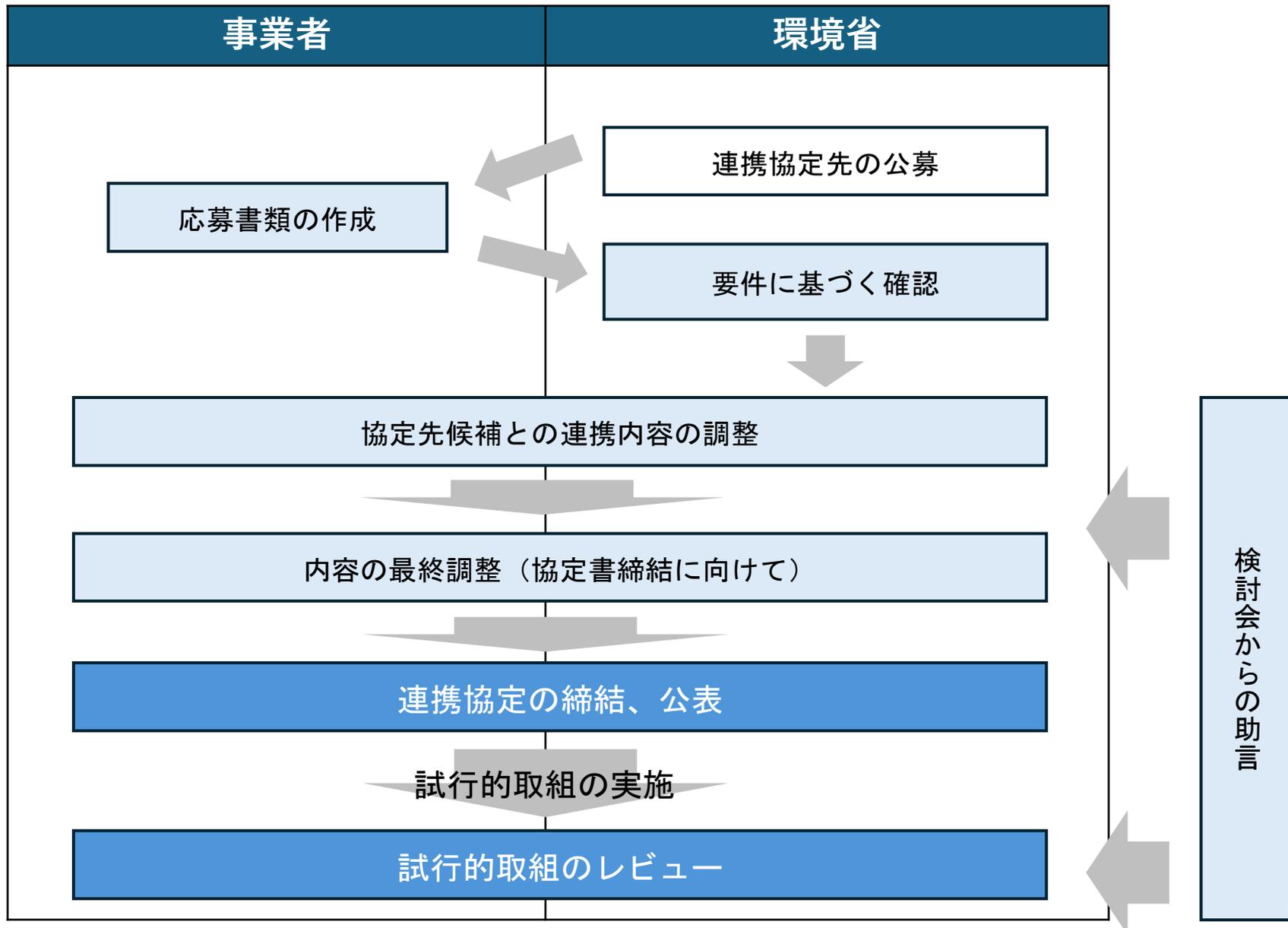
| 項目 | 内容 |
|------------------|--|
| 目標 | 事業者と環境省で協力し追加的取組等を実施することで、 <u>「理想像」を実現するとともに、当該国立公園の魅力が向上すること</u> （感動体験の基盤となる周辺魅力の磨き上げ、コンテンツの充実等） |
| 宿舎事業者の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案した追加的取組の実施（計画策定も含む） ・ ガイドラインⅡのチェックリストの公表、改訂に向けた協力 |
| 環境省の取組 | 事業者から提案のあった取組を踏まえ、目標の実現に向けて、環境省としてできる取組を実施。 （想定する取組の例） 感動体験の基盤となる周辺の魅力の磨き上げ、ガイド育成に関する取組 組織内の意識醸成のための研修の実施 国立公園ならではのストーリーやインタープリテーション計画の作成等 ※上記の一環として、既存補助事業における優先採択等も検討。 |
| 上記のうち発信・公表に関すること | 「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」であることを、環境省として対外的に発信。これらが第三者評価で認められる表示になるような取組にも努める。 （想定する取組の例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省HP（英語版サイト含め）における公表、紹介 ・ 協力可能な国立公園満喫プロジェクトのオフィシャルパートナーとの連携 |

連携協定を締結する宿舎事業者の要件

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 要件 | <p>①ガイドラインⅡ機能・役割に関する要件 ガイドラインⅡ機能・役割のうち、「宿舎事業者として取り組んでもらいたいこと」「理想像」の双方を満たしていること。ただし、「理想像」については、実現できていないものを、追加的取組により実現しようというものも含める。</p> <p>②第三者評価に関する要件 質・サービス面の客観的評価として、オフィシャルパートナーの旅行サイト（複数のサイトから施設が選択可）において、一定以上（※水準については、要検討）の評価を得ていること。</p> |
| 追加的取組の提案について | <ul style="list-style-type: none"> 要件①に関して、ガイドラインⅡの各機能・役割（3. を除く）から、宿舎事業者がそれぞれ1つ以上（合計2つ以上）を選択。 提案に当たっては、<u>その内容、実施規模、実施体制、必要な予算とその確保の方法、スケジュール等</u>に関する計画を記載。 |

※追加的提案には、連携協定を締結した宿泊施設が「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」の理想像を具現化するための取組だけでなく、当該施設の周辺等も含めた国立公園の魅力が向上するために必要な環境省との連携取組なども含まれることを想定。

実施スケジュール



第1回 国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会における意見への対応整理

(※)検討会後の追加意見を含む。また、検討会の議論により解決済みのもの、そのまま反映させた意見は掲載していない。

1. ガイドラインの位置づけ、運用について

| 指摘事項 | 発言者 | 対応方針 |
|---|----------|---|
| <ガイドラインの位置づけについて> | | |
| 宿泊施設向けであるため、 <u>宿泊施設が目指していくべき方向性を環境省が提示する大事な役割がある。(素案)の内容は世界的には当たり前であり、本当はもっと突っ込んだことを書くべき。</u> まずは国立公園内の宿泊施設であることを踏まえた最低限の環境サステナビリティのルールを提言していただきたい。 | 永原 | ・「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設」が目指していくべき方向性をまとめることを前提とする。 ・その上で、機能・役割の詳細において、①「全ての宿泊事業者に取り組んでもらいたいもの」と、②「望ましいの姿」として考えているもの、を併記するとともに、デザインレイアウトや言葉選びを工夫することで、全事業者に手に取って読んでもらえる文書を目指す。 |
| 宿泊のサステナブルな質、国立公園の質を高めていくための連携ということだが、 <u>環境省の方向性である脱炭素やネイチャーポジティブに向かう位置付けがはっきり打ち出せられると良い</u> と感じた。 | 加藤 | ・同時に、デザインレイアウトや言葉選びの工夫により、事業者が利用者にも伝えやすいものとなることも意識する。 |
| 昨今、様々な国で「〇〇プロミス」などと謳い、決まりを守れる人に来て欲しいという流れになっている。 <u>国立公園だからこそ守ってほしいことを示すことが重要。</u> | 加藤 | |
| <u>規模の小さい宿泊施設から、拒絶反応が出ないようにする必要がある。</u> 「望ましい姿」を示すことが大前提として、 <u>現場(宿・関係者)への寄り添う姿勢</u> もほしい。競合する宿泊施設にテコ入れすると思われ <u>拒絶されないために公平性、共に底上げをしていくという姿勢を強く見せたほうが効果的</u> に思う。 | 寺田 下村 | |
| 部屋数が少ないペンションやキャンプ場も国立公園ならではの施設であるため、それらにも対応したガイドラインになると良い。 | 高山 | |
| <u>現況(素案)のわかりにくく長い文章をより簡潔に、また表現・いいまわしにも配慮を</u> (例：貢献、協力、啓蒙、自主的など宿泊施設側が積極的に活動をしていることを象徴するワードは、読み手にポジティブに捉えてもらえやすい)。好事例を画像、イラストなどで紹介するとわかりやすい(コラムとしても)。 | 寺田 | |
| 最終的には事業者だけでなく、宿泊施設の <u>利用者にも特徴が伝えられるようなもの</u> が望ましく、その方が、事業者も受け取りやすい。「虫を取って欲しい」、「温泉がぬるい」といった声に人手をさいているのが国立公園内の宿舎の現状であり、それも国立公園内の宿の特徴として宿泊者の理解につながるとありがたい。 | 井門 下村 | |

| 指摘事項 | 発言者 | 対応方針 |
|---|-----|---|
| <ガイドラインの運用について> | | |
| <u>運用によってガイドラインの内容が変わる。</u> そこを理解した上で公表する必要がある。 | 高山 | <p>・機能・役割の前段で、運用について示す。</p> <p>・目指す方向性や理想像などが一般的に認識共有されていない中で、全て一気に取り組むことは難しいことから、段階的な取組を検討する。これらの考え方については、ロードマップとして示す。</p> <p>具体的には、まずは目的地を示した上で連携協定による取組(具体的な「望ましい姿」を示す)、次に、「連携協定」を目指す意向のある事業者向けの説明会・研修等の取組を想定する。</p> |
| グリーン・デスティネーションズのグリーン・トラベル・シールが日本でも導入される予定。レベルを3つに分け、必須項目は10項目程度でどの団体でも取りかかりやすい。最低限の取組でもロゴが付与される仕組みである。レベル1・2・3を終えて、そのあと認証取得の流れとなる。 | 高山 | |
| <u>使い方やセルフチェックの実施方法について、マニュアルの提供や研修が重要。</u> 宿泊施設がそれぞれの理解によって進めてしまうと評価軸がぶれ、ガイドラインとしての機能が担保できない可能性がある。実施方法として、現状把握、目標設定、モニタリングについてのマニュアル提供、研修や伴走支援などの実施が重要。 | 加藤 | |
| 事業者募集の際には、研修の実施を盛り込むか検討した方が良い。 | 下村 | |
| 今後の検討になると思うが、セルフチェックの結果として、宿泊施設の規模やタイプ、立地条件等で取組状況の大まかな傾向が把握できると良い。 | 加藤 | |
| ステップやロードマップなども提示できればなお良い。試行として環境省もコミットする姿勢を示した方が良い。 | 加藤 | |
| 公表前の事前のロビー活動が重要。なぜこのようなことを行うのか丁寧に現場の宿や関係者に理解をってもらう場を設け、宿泊施設に当事者意識を持ってもらうことが必要。 | 寺田 | |

2. ガイドラインに位置づける機能・役割について

| 指摘事項 | 発言者 | 対応内容 |
|---|-----|----------------------------|
| <機能・役割の項目について> | | |
| I. 3. について、チェックリストの機能・役割の説明をしているのか、チェックリスト項目の見出しを書いているのか表現が曖昧。この部分では、 <u>ガイドラインとしてお願いしたいことを分かりやすい形で示し、何を役割として期待しているのかを理解していただいたうえで、さらにチェックリストで具体的な取組に進んで頂く流れ</u> にした方が分かりやすい。 | 愛甲 | I. (3)において、機能・役割の全体像を整理する。 |
| 機能・役割の項目を、まず大きく2段階に分けることなども検討してほしい。 | 下村 | 以下の通り、項目を再整理する。 |

| 指摘事項 | 発言者 | 対応内容 |
|--|----------|--|
| <u>順番は、3・4・5が先で、1と2が後の方が良い。</u> | 永原 井門 | 1. 環境と社会の持続可能な発展に関する役割・機能 (1)環境対策の実施 |
| アクティビティは個々の宿が当然やるべきことであり、宿泊施設として最低限求めるべき要素であるが、優先順位としては低いのではないか。そもそも <u>国立公園内であることを理解した上でサステナビリティを担保するのが重要であり、その上でアクティビティに取組んでいく</u> ということからも順番を変えた方が良い。 | 永原 | (2)地域社会への貢献 2. 国立公園ならではの役割・機能 (1)自然環境保全及び利用環境整備 (2)本物の感動体験ができるコンテンツの提供 3. 取り組みの実効性の確保 |
| <1. 利用者への国立公園に関する情報発信、啓発> | | |
| 国立公園にある宿泊施設が発信していく情報は国立公園であることを啓蒙・啓発していく必要がある。情報発信よりもレベルを上げて「普及・啓発」とした方が良い。 | 永原 | 利用者への啓発・啓蒙、発信を分解し、「自然環境保全及び利用環境整備」と「感動体験コンテンツの提供」に、それぞれ統合。 |
| コンテンツに関する項目は、情報・発信との統合も一部は統合可能かと思う。 | 愛甲 | |
| <2. 国立公園ならではの本物の体験ができるアクティビティコンテンツの提供> | | |
| <u>自然体験コンテンツガイドラインとの関係が、こちらだけを見る方には分かりにくく、そこをクリアしていないと応募できないようにも読めてしまうので改善が必要。何でも良いとはならないので、構造的に複雑になるかもしれないが、コンテンツガイドラインの基本事項はこちらのガイドラインにも盛り込んでおいた方が良いのでは。</u> | 愛甲 | ・自然体験コンテンツガイドラインを遵守するコンテンツのみを対象とするものではないこと、理想としてはコンテンツガイドラインを満たしたものであることを記載)。 ・自然体験コンテンツガイドラインの概要について、コラムとして紹介。 |
| 他施設との差異化を図るコンテンツは何か、地域に来ていただき、どのようなことを知ってもらいたいかを考える必要がある。 <u>「国立公園ならではの本物の感動体験」や「地域社会への持続性への貢献」を分解していくと、地域の文化や地域の方々の採用や教育に関連し、最終的にコンテンツと結びついて提供されることにつながることを目指すべき。</u> | 永原 | ・I. 1. において、「感動体験を提供する宿泊施設」の定義を、ガイドライン内で掲載。 ・その上で、機能・役割の詳細項目を精査。 |
| 雨天で星空が見えないときにVRを付けることは本当に感動体験と言えるのか。 | 井門 | |
| 感動とは絶景やアドベンチャーだけでなく、環境配慮や自然保全・地域への貢献も含めての感動であることもはっきり打ち出す必要がある。こちらが感動と書いていても人によっては感動しない可能性があり、 <u>感動の評価の仕組みを考えていく必要がある。</u> | 加藤 | |
| (3)コンテンツの作成、(4)ガイド人材の育成について、宿泊施設独自だけでなく地域の観光協会や協議会などの取り組みに協力している場合は対象とならないか？ | 愛甲 | 対象であることが分かるよう、記載を修正。 |

| 指摘事項 | 発言者 | 対応内容 |
|--|-----|--|
| <3. 国立公園の自然環境保全や環境整備への貢献> | | |
| ここでの <u>自然環境保全がどのような内容の活動が定義する必要はないか？</u> 温泉街のゴミ拾いなど、なんでもありでは利益の還元や活動の貢献が保証できなくなってしまうことを危惧する。今夏のガイドラインで最も重要だと思う。 | 愛甲 | ・国立公園の自然環境の維持・向上、もしくは管理に必要な活動に限定することを明記。 |
| <4. 持続可能性を考慮した環境対策の推進> | | |
| 「(2)サステナビリティ(環境配慮)」という言葉について、ガイドライン全体がサステナブルな取組を示すものだと理解している。保全の原則や地域貢献、働き方、旅行者の行動など様々なことを含むと思うが、「1.はじめに」の「(3)保護と利用の好循環」の記載にあるサステナビリティとコンセプトが混在している。 | 加藤 | サステナビリティは、ガイドラインで設定する機能・役割に全体的にかかってくる考えでありため、個別の機能・役割における表現としては削除する。 |
| 事業者の場合は <u>取組むメリット(お客さんが来るか、光熱費が安くなるかなど)が見えないと取組まない。</u> | 高山 | 取り組むことのメリットがイメージしやすいよう、コラムとして事例を紹介する。 |
| 例えば、グリーンキーの数値目標でデュアルトイレの6リットルは日本の製品としては無いため、宿で一つ一つ検証しないといけない。表現で印象が変わるため、数値で示す部分だけでなく、「先進モデルや省エネモデル」など柔らかい表現にしていく必要がある。 | 高山 | ご意見を踏まえて、表現ぶりに留意。 |
| (3)逸出防止策は具体例を示した方が良い。宿泊施設として、修景として園芸種を用いることはあるはず。それを全て「しない」というのは厳しすぎるか。逆に、積極的に地域性種苗や在来種を活用している例もあるのではないのでしょうか？そちらも聞いては？ | 愛甲 | 逸出防止策をとらない外来種の使用について、理想とする姿では求めている。全事業者向けの取り組みやすいものの例示と書き分けて、記載する。 |
| <5. 地域社会の持続性への貢献> | | |
| (2)地域社会への貢献で、食材や土産物等に限らず、 <u>外部委託や調達で地域の業者を選定するなど配慮しているか</u> も対象になるのでは。 | 愛甲 | ご意見の通り、項目として追加。 |

3. 連携方策について

| 指摘事項 | 発言者 | 対応内容 |
|---|-----|---------------------------|
| <連携による事業者メリットについて> | | |
| 宿泊施設にとってはガイドラインを渡されてもチェックを実施しないが、 <u>OTAと連携して</u> | 高山 | 今後、オフィシャルパートナー等の OTA 運営企業 |

| 指摘事項 | 発言者 | 対応内容 |
|--|-----|---|
| <u>予約サイトで表示されるメリットまで伝えられると実施意欲が高まる。</u> ガイドラインの運用と合わせた検討が必要。 | | と、そういったことの協力を仰いでいくことについて、資料3の中で言及。 |
| 連携協定のために国際認証に取り組むことを必須とするのは問題。次のステップやレベルアップのオプションであるなら理解できるが、国立公園の理念である公平性や広く連携をして全体の底上げが趣旨であれば、必須条件とするべきではない。 | 加藤 | ・ご意見の通り、連携協定においても必須事項とはせず、連携協定で実現を目指すことの例の1つとして取扱う。 |
| 国際認証に限るよりも(国内外も含めた)「第三者評価の仕組み」とした方が良い。指標そのものが公開されているものも多い(楽天トラベル, Travalyst, WTTTC ホテルベーシック、など、無料で公開されている指標もある)。認証には ISO21401 (ホテル)/9001, 9002 などもある。また建造物や働き方環境として LEED 認証、WELL 認証、CASBEE ウェルネス認証などもあるので、観光に特化していなくても、サステナビリティ要素が含まれているものがある。 | 加藤 | ・また、連携協定においては、第三者評価についても情報提供を求めるものとする。 |
| <u>事業者による社員や利用者に向けた啓蒙と遵守に向けたお願い(体制づくり)も必要。</u> 実効あるガイドラインとするためには、この点が少々心配で、グリーンキーのように主体的な研修や関係構築によるメイクセンス(心からの理解)が必要。オペレーションの問題ではなく、大きな課題(気候変動や人口減少)が目先の業務に大きな影響を与え、今回のガイドラインに取り組むことで、「持続可能な経営と雇用・従業員満足」につながり、ひいては旅の満足度も高まるという、社員も利用者にもメリットがあるというロジックモデルを事業者と社員がともに考え、そのために実践すべきアクションプランを自らが決め、お客様に伝える工夫をしていくというボトムアップも課題。 | 井門 | 事業者の意向に応じて、研修等の開催も可能であることを、例示したい。 |
| <u>連携協定は、</u> やりやすいホテルばかりを選ばずに、 <u>多様な宿で実施してもらいたい。</u> | 井門 | 現在の宿舎事業には、経営規模やターゲットとする顧客層などにバリエーションがあることを踏まえ、いくつかのバリエーション毎のモデルが示せるよう、連携協定先の施設を考えていく。 |
| <今後の取組について> | | |
| 今後予定している「情報収集・ヒアリング」では、「宿泊ゲスト、国立公園ファン」といった消費者も対象とすべき。宿泊施設は顧客満足度をあげることが命題。ゲスト層のニーズを知ることは重要。また、国立公園ファンといったコア層がどのような宿泊施設を欲しているのかを知ることも候補施設の誘致に活かすべき。 | 寺田 | 具体的に提案いただいた内容を、ヒアリング対象に含めることで検討していく。 |

| 指摘事項 | 発言者 | 対応内容 |
|--|-----------|---------------------------------|
| <p>「国立公園内すべての宿泊施設に何かしらサインあるいはマークを与える」ことで、今後連携さらに認定制度が開始された場合に、「国立公園内にある宿であること」に強く意識を持ってもらい、既存の宿も取りこぼすことなく関係性を持ってもらうという環境省の姿勢を示す効果もあると感じる。スイスでは星での格付けに該当しない宿は「ロッジ」と評しているが、同様の基準があってもいいのでは。ただし、安全安心が担保できない宿はその資格を失うなどの対応は必要。</p> | <p>寺田</p> | <p>来年度意向の取組方針を検討する中で、検討したい。</p> |